

[リサーチレビュー]

[2013 Vol3 No3]

[保険医学総合研究所]

[2013年6月]

[目次]

研究報告

約款の拘束力について.....2

消費者向け研究報告解説

研究報告「約款の拘束力について」.....6

研究報告

約款の拘束力について

報告者 野口正孝

1.はじめに

最近の金融庁による約款の審査は、かなり細部まで審査されることが多くなっています。昔の金融保険行政は護送船団方式でしたので、他社と類似の約款規定の場合は、比較的ゆるやかな審査でした。しかし、最近では、かなり細かい部分まで審査が行われています。現行の約款についてもその意味の説明を求められて、うまく説明できないときは修正を余儀なくされる場合があります。しかも、消費者的というか、素人の立場で、変更のないところについても説明を求められます。そういう意味では、最近の新商品の約款は、以前に比べてかなり読みやすくなっていると思います。

しかしながら、普段、約款を読んでいる人は、ほとんどいません。給付金の支払などに関して、お客様との間でクレームになったときのことを想像してみてください。たとえば、告知義務違反に該当するので不払いですとお客様に伝えると、「どうして給付金が払われないんだ。長年、保険料を払ってきたのに納得がいかない。おかしいじゃないか。」と怒鳴られることが時々あります。そんな時に、「それは約款に書いてますよ」と説明すると、お客様は、「そんなもの読んでいるわけじゃないか。そんな説明は聞いてない」と火に油をそそぎ、怒りが一層増します。

2.約款の拘束力

お客様は約款を読んでいないにもかかわらず、なぜ、保険契約は約款に拘束されるのでしょうか。少し難しくなるのですが、現在の約款の拘束力の根拠は、判例・学説では、白地慣習理論に立脚するというのが通説-主流の考え方になっています。慣習とは、ある社会において、長い間行われることによって、認められた「世間のしきたり・ならわし」です。民法では、法律と同程度に、慣習に法律的な力を与えています。「民法第92条 法令中の公の秩序に関しない規定と異なる慣習がある場合において、法律行為の当事者がその慣習による意思を有していると認められるときは、その慣習に従う。」法律行為とは、契約のことをいいます。「公の秩序に関しない規定」は、任意規定のことです。公の秩序に関する規定は、強行規定と呼ばれます。任意規定と異なる慣習がある場合、または、任意規定がないのに慣習だけが存在する場合は、慣習に従うというのがこの民法規定の趣旨です。

ここでいう慣習とは、「保険契約の内容は約款により契約される」ということです。保険契約の当事者である契約者が、「保険契約の内容は約款により契約される」という慣習がある場合に、明確に意思表示はしなくても、その慣習によるという意思が推定できる場合は、保険契約の内容は約款により契約が成立することです。すなわち、約款による取引が一般的な取引分野では、約款そのものという

よりは、契約が「約款による」ということが慣習として定着しているので、これを拘束力の根拠とする考え方です。したがって、約款を読んでなくても、知らなくても、保険契約を申込んだ人は、約款の規定に縛られることになります。

3.民法(債権法)の改正案

現在、法務省で、民法の改正を検討しています。平成25年2月26日に、民法(債権関係)部会(第71回)会議が開催されており、そこで、「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」がだされました。この改正案は、法務省から平成27年に国会に提案する見通しになっています。

この改正案に、約款に関する規定が新設されることが明記されています。約款規定については、今まで民法では明記されていませんでした。約款というのは、通常読まないし、理解もしていない。それは契約法の原則からするとおかしいのですが、取引の世界では必要なのです。実は、約款による取引とは、保険契約だけに限らず、日常生活のいろいろなところで約款による取引がなされています。クレジットカードや銀行取引もそうですが、バスや鉄道もそうです。そこで、約款がどうすれば契約内容になるかということを明確にしようというのが、今回の約款の組み入れ要件の趣旨です。

まず、約款の定義ですが、民法の改正案では、約款とは「多数の相手方との契約の締結を予定してあらかじめ準備される契約条項の総体」と定義されています。

改正試案では、この約款について次のような項目が規定されています。

- ①約款の組み入れ要件
- ②不意打ち規制
- ③約款の変更
- ④不当条項規制

4.約款の組み入れ要件

約款の組み入れ要件とは、約款が契約の要素になるための要件です。これには、次の(1)と(2)の両方を満たす必要があります。

(1)当事者が契約に約款を用いることを合意すること

約款の内容についての合意ではなく、「約款を用いること」の合意です。合意の意思表示は、必ずしも明示の意思表示の必要はなく、黙示の意思表示でも良いとされています。たとえば、バスの乗る人がいちいち約款によるという意思表示ができるわけではないので、黙示による意思表示も認められると考えられています。

なお、現在の保険契約の申込書には、小さい文字ですが、約款による申込であることが記載されていますので、明示の意思表示はされています。

(2)契約締結時までに、約款の内容を知ることができる機会を確保

その約款を準備した者(以下「約款使用者」という)によって、契約締結時までに相手方が合理的な行動をとれば約款の内容を知ることができる機会が確保されていることが必要です。

これは、契約をするすべての人が約款の中身を見る必要はなく、見たいと思った人が合理的な方法をとることによって契約締結時までに確実に見る状態にすることです。現在の運用では、約款の事前交付をすることになっていますが、これがなくても、インターネットのホームページに掲載することでもいいとされています。最近では、生命保険会社各社のホームページに、約款を掲載している会社が増えています。これは、万が一、約款の事前交付がなされてないとしても、契約としては有効となるように、予防的な措置とも言えます。

このように、約款が契約内容になる組み入れ要件については、ハードルを下げる感じがしますので、契約内容については、特に合理性確保が重要になってきます。

5.不意打ち条項の禁止

約款に含まれている契約条項であって、「他の契約条項の内容、約款使用者の説明、相手方の知識および経験その他の当該契約に関する一切の事情に照らし、相手方が約款に含まれていることを合理的に予測できない場合は、契約の内容にならない。」ということです。

不意打ち条項とは、抱き合わせ販売のようなものが典型です。ある商品を買ったのに別の商品を買うという条項が約款として紛れている場合、まったく予想もできないような条項となりますので、この場合は契約内容にならないということです。

6.約款の変更

保険契約は長期に亘る契約なので、社会情勢や顧客ニーズの変化、技術革新等のさまざまな要素が変化した場合において、顧客保護のための代替措置や利用者利便のための約款の変更は、経済的・社会的観点からも有用なことです。しかし、今まで民法には、既契約の約款の変更についての規律がなかったので、今回新たに、契約の成立後に、組み入れられた約款の内容を変更するための要件が検討されました。

(1)次に掲げる要件をすべて満たすときは、約款使用者は、相手方の同意を得ることなく契約内容を変更することができます。

①当該約款の内容を画一的に変更すべき合理的な必要性があること

②当該約款を使用した契約が現に多数あり、その全ての相手から契約内容の変更についての同意をとることが著しく困難であること

③上記①の必要性に照らして、当該約款の変更の内容が合理的であり、かつ、変更の範囲および程度が相当なものであること

④当該約款の変更の内容が相手方に不利益なものである場合にあっては、その不利益の程度に応じて適切な措置が講じられていること

(2)上記の約款の変更は、約款使用者が、当該約款を使用した契約の相手方に、約款を変更する旨および変更後の約款の内容を合理的な方法により周知することにより、効力が生じます。

約款の変更については、種々の取引(水道、電気やクレジットカード取引など)において、現実に約款の一方的な変更が行われており、ビジネスにおいて約款の変更の必要性があります。しかし、一度締結した契約内容を変更するわけですから、契約法の理論からすると違和感があります。その意味で、合理的な変更に限っては、要件を明確にしてそれを許容するルールが必要だと考えられます。

7.不当条項規制

約款に含まれる個別の契約条項のうち、当該条項が存在しない場合に比べ、約款使用者の相手方に、過大な不利益を与えると認められるものを無効とするという規定です。「過大な不利益を与える場合」という要件は、民法 90 条(公序良俗)の規制と同程度の要件ですが、民法 90 条よりは、より透明性が高い規定になっているものです。

また、消費者契約法 10 条にも同趣旨の規定があります。

8.おわりに

約款が契約内容になる組み入れ要件が、「相手方が合理的な行動をとれば約款の内容を知ることができる機会が確保されている」ということで、実際に中身を見ることを要件とはしていません。これは、現在の約款による取引の実態を反映したものとと言えます。理論的には組み入れ要件のハードルが下がったといえるので、これを補うべく、不当条項規制、不意打ち条項規制により、契約内容についての合理性確保がなされ、最低限の約款の品質保証を明示的に民法が提供することによって、約款を用いたビジネスが安心して行えるようにしたものだと考えられます。

(参考)民法改正の中間試案

<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900184.html>

消費者向け研究報告解説

研究報告「約款の拘束力について」の解説

保険の契約をした場合に約款が渡されます。最近の行政の方針により読みやすい内容になっていますが、かなりの厚みのある小冊子になるため、実際に約款を読む契約者は数少ないでしょう。本報告では、約款を読んでいなくても習慣として保険契約が約款の記載に拘束される理由について解説しています。保険金の不払い時に約款を読んでいないと主張しても、多数の方と保険契約を締結している前提として約款の規定に従うことが習慣として合意されているわけです。

一方、最近法務省で民法改正が検討されています。その中で約款の規定が新設される方向で議論が進んでいます。様々な契約において約款が契約に必要な要素となるための条件が検討されています。

具体的には、約款の定義や約款の組み入れ要件、不意打ち規則、約款の変更、不当条項規則等の規定についてです。本報告では、それぞれの規定についてわかりやすく解説していますが、一般の消費者にとっていまのところ専門的な議論であり、詳細については、割愛いたします。平成 27 年に法改正予定ですので、改正法成立後再度解説したいと考えます。